

介護予防事業実施要綱

制定 平成21年 4 月 1 日付21健事第 16 号
一部改正 平成28年 8 月15日付28健経第2219号

1 目的

高齢者が本来持っている身体機能を十分に生かすための効果的なトレーニングや生活習慣の確立を目指し、スクリーニング技術を提供するとともに、筋力向上トレーニングプログラム等の普及を図り、いきいきと自立した生活ができるように、高齢者の日常生活を支援することを目的とする。

2 定義

(1) 事業者

健康づくり、保健、介護給付関連事業を実施しているとともに、介護予防事業に理解があり、以下に定める要件のすべてを満たすものとして地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「地独」という。）が認めた者をいう。

ア 法人格を保有すること。

イ 介護予防運動指導員の養成及び高齢者筋力向上等トレーニングを実施する意思があること。

ウ 4に掲げる事業に係る地独の指示に従う意思があること。

(2) 指定事業者

介護予防運動指導員養成講習実施要領（以下「講習実施要領」という。）に定める手続きを経て、介護予防運動指導員の養成を行うことができるものとして地独が指定した事業者をいう。

(3) 介護予防主任運動指導員

介護予防主任運動指導員とは、事業者からの推薦を受け、地独が実施する講習を受講し、所定の試験に合格したもので、介護予防運動指導員養成講習の講師等を行うことができるものとして地独が認めた者をいう。

(4) 介護予防運動指導員

介護予防運動指導員とは、指定事業者が実施する講習を受講し、所定の試験に合格したもので、都民等を対象として地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所の研究成果に基づく介護予防のための運動指導等を行う能力を有するものとして地独が認めた者をいう。

(5) 高齢者筋力向上等トレーニング

地独が提供するプログラムに準拠して、介護予防主任運動指導員及び介護予防運動指導員の指導の下に都民等を対象として、事業者が実施するトレーニング等をいう。

3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地独とする。

4 事業内容

(1) 介護予防主任運動指導員養成事業

事業者からの推薦を受けた者を対象として、介護予防主任運動指導員を養成する。

(2) 介護予防運動指導員養成支援事業

指定事業者が実施する介護予防運動指導員の養成に対して、講習カリキュラム及びテキストの提供等の支援を行う。

5 事業者の責務

事業者は介護予防運動指導員養成事業及び高齢者筋力向上等トレーニング事業の実施にあたっては、地独の定める要綱等及び指示に誠実に従わなければならない。

6 主任運動指導員の推薦に対する拒否

事業者が以下の事由に該当することとなった場合には、地独は当該事業者からの介護予防主任運動指導員養成講習の受講者推薦を拒否することができる。

- (1) 事業者が、「5 事業者の責務」に反して、地独の指示等に従わないとき。
- (2) 介護予防主任運動指導員養成講習の受講者推薦にあたり虚偽の内容を申告したとき。
- (3) 2 (1) に定める要件を満たさなくなったことが明らかとなったとき。

7 指定事業者の取消し等

指定事業者が、本事業の実施にあたり、5の責務に違反し、又は偽りその他不正を行った場合等においては、講習実施要領の規定に基づいて、地独は指定を取り消し、又は期間を定めて講習の実施を禁止することができる。

8 守秘義務

(1) 地独職員

この事業に従事する地独職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(2) 事業者及び指定事業者

事業者及び指定事業者は、介護予防主任運動指導員、介護予防運動指導員及び関係職員に対して、個人情報保護等の法令を遵守させるとともに、その取扱いに十分注意するよう指導しなければならない。

9 情報公開及び事業者の公表

地独は、事業実施情報の公開に努めるとともに、事業者及び指定事業者の名称、本部所在地を公表するものとする。また、指定の取消を行った場合等も同様とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月15日付28健経第2219号）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。